

令和6年度 市立札幌山の手支援学校高等部 生徒募集要領

1 募集人員

全日制課程 普通科 11名（内訳 普通学級8名 重複障がい学級3名）

2 修業年限

3年

3 出願資格

本校高等部へ出願資格のある者は、病弱であり、かつ、次の（1）から（3）に該当する者とする。

また、普通科重複障がい学級への出願は、（1）から（3）に加えて、（4）に該当する者とする。

なお、出願できるのは普通科普通学級と普通科重複障がい学級のどちらか一方のみとする。

- （1） 「令和6年度札幌市立特別支援学校高等部生徒募集要項」における3出願資格に該当する者。
- （2） 病弱及び身体虚弱の状態が学校教育法施行令第22条の3^{*}に規定する程度の者（神経筋／成育センターの対象である者を除く）。
- （3） 次のいずれかに該当する者
 - ア 独立行政法人国立病院機構北海道医療センターに入院を許可された者
 - イ 自宅通学が可能である者
- （4） 普通科重複障がい学級への出願は、病弱であることに加え、学校教育法施行令第22条の3^{*}に規定する程度の他の障がいを併せ有する者。

4 出願の受付

（1） 受付期間

令和6年1月9日（火）から令和6年1月19日（金）まで。

※土曜日、日曜日、及び祝日を除く。

（2） 受付時間

9時から16時30分までとする。（ただし、令和6年1月19日（金）は正午まで）。

（3） その他

出願者は、事前に市立札幌山の手支援学校高等部へ連絡の上、必ず教育相談を受けること。

5 出願手続

（1） 出願の手続

下記（1）から（3）の書類に所定事項を記入のうえ、現に在学している、又は卒業した学校（以下、「在学等」の校長」という）の校長を経由して、市立札幌山の手支援学校長に提出すること。ただし、令和6年3月31日に満18歳以上の者（平成18年4月1日以前に出生した者。以下「成人」という。）が出願する場合は、直接、市立札幌山の手支援学校長に提出すること。

なお、出願に必要な書類の請求は、直接、市立札幌山の手支援学校長に対して行うこと。郵送を希望する場合の郵送料は請求者の負担とする。（請求部数などにより郵送料が異なるので、あらかじめ本校高等部へ確認すること。）

ア 入学願書

市立札幌山の手支援学校所定のもの

写真 令和5年10月1日以降に上半身を正面から撮影した写真（縦7cm・横5cm）を入学願書の所定の欄に貼り付けること。

イ 個人調査書

普通学級への出願は道内の公立高等学校入学者選抜で使用する様式、重複障がい学級への出願は市立札幌山の手支援学校所定の様式をホームページからダウンロードすること。

ウ その他の書類

- 特別な措置が必要な出願者は、市立札幌山の手支援学校所定の特別措置申請書
- 卒業証明書又は卒業証書の写し（成人の出願者のみ）

(2) 在学等校の校長の手続

在学等校の校長は、出願期間の令和6年1月9日(火)から1月19日(金)正午までに、出願者から提出された(1)の書類を市立札幌山の手支援学校長に送付すること。ただし、成人の出願者については、個人調査書の送付を要しない。

(3) 受検票の交付

入学願書受付後、令和6年1月22日(月)に郵便にて発送し、在学等校の校長を経由して出願者に交付する。

6 検査会場の公開

令和6年度入学者選考においては、検査会場の公開を行わない。

7 検査の実施

(1) 検査内容

【普通科普通学級】

ア 学力検査

国語、数学、社会、理科、英語（聞き取りテストは実施しない）の5教科
※学力検査問題は、本校独自のものとし、配点は、各教科とも60点とする。

イ 面接

出願者全員に個人面接を行う。

ウ 検査時間

検査時間は次のとおりとする。

8:30 ～ 8:45	9:00 ～ 9:30	9:45 ～ 10:15	10:30 ～ 11:00	11:15 ～ 11:45	12:00 ～ 12:30	12:30 ～ 13:10	13:10 ～ 14:30
受付	国語 (30分)	数学 (30分)	社会 (30分)	理科 (30分)	英語 (30分)	昼食 (40分)	面接

※保護者との面談は、9時10分から実施する（面談内容は入学後の配慮事項等）。

【普通科重複障がい学級】

ア 学習状況検査

イ 面接

出願者全員に個人面接を行う。

ウ 検査時間

検査は9時00分から、又は13時10分からとし、検査時間の指定については、後日、在学等校の校長を通じて連絡する。

※保護者との面談は、受検者の検査時間帯と同じ時間帯で実施する（面談内容は入学後の配慮事項等）。

(2) 検査期日

普通学級及び重複障がい学級の検査実施日は、令和6年1月26日(金)とする。

(3) 検査会場

市立札幌山の手支援学校 2階検査室

(4) 受検者の持参すべきもの

ア 受検票

イ 鉛筆(シャープペンシルを含む)、消しゴムなど筆記用具(コンパス、定規は使用しない)、鉛筆削り

なお、計算機(時計型、ペンシル型を含む)、携帯電話(スマートフォンを含む)、辞書機能付時計、ウェアラブル端末(スマートウォッチを含む)等、検査の公正を損なうおそれのあるものの持込みは認めない。

ウ 上履き及び昼食(※昼食は普通学級受検者のみ)

8 合格発表

令和6年2月14日(水)午前10時に合格者の受検番号を市立札幌山の手支援学校ホームページに掲載するとともに、在学等校の校長及び合格者本人に封書で通知する。

9 入学意思の確認

- (1) 在学等校の校長は、合格者に対し、令和6年2月14日(水)15時30分までに確実な方法により入学意思の有無を報告させること。
- (2) 在学等校の校長は、令和6年2月15日(木)午前9時30分までに、入学意思のないことが確認された合格者の氏名を市立札幌山の手支援学校長に報告すること(あらかじめ電話等により通知しておくこと)。

10 合格者の追加

追加した合格者の発表は、令和6年2月15日(木)9時30分から16時30分までにその合格者の在学等校の校長及び当該合格者に対して合格の通知を行う。

11 第2次募集

(1) 第2次募集を行う場合

ア 合格者の数が募集人員に満たないとき。

イ 合格者のうち入学意思のない者等が出たため、合格者の追加を行ってもなお、入学予定者の数が募集人員に満たないとき。

(2) 出願資格

出願資格は、「3 出願資格」と同様とする。

(3) 出願の受付

ア 受付期間

令和6年2月16日(金)から令和6年2月29日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)。

イ 受付時間

9時から16時30分まで。ただし、令和6年2月29日(木)は正午まで。

(4) 検査期日

令和6年3月4日(月)

(5) 合格発表

令和6年3月11日(月)午前10時に合格者の受検番号を市立札幌山の手支援学校ホームページに掲載するとともに、在学等校の校長及び合格者本人に封書で通知する。

12 選考検査の結果の情報提供

受検者は、選考検査の結果について、情報提供を受けることができる。

(1) 情報提供対象者

受検者本人又はその代理人（法定代理人又は任意代理人）（以下「受検者等」という。）とする。

(2) 情報提供場所

市立札幌山の手支援学校

(3) 情報提供の方法

ア 情報提供を希望する受検者等は、市立札幌山の手支援学校に口頭で申し出る。

イ 事前に協議をし、開示の日時を定め、市立札幌山の手支援学校にて情報提供を受ける。

(4) 情報提供の期間

令和6年(2024年)2月15日(木)から令和11年(2029年)3月31日(土)までとする。

(5) 情報提供の集中受付期間

(4)に定める期間のうち、次の期間を集中受付期間とする。

集中受付期間	受付時間
令和6年2月15日(木)～令和6年2月22日(木) (日曜日、土曜日及び休日を除く。)	9:00～15:00

(6) 留意事項

ア 受検者本人が求める場合、受検者本人であることを確認するための受検票、身分証明書等を提示すること。

イ 受検者本人の法定代理人又は任意代理人が求める場合、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類を提示すること。

ウ 受検者等が集中受付期間外に情報提供を求める場合は、事前に市立札幌山の手支援学校に連絡し、情報提供を受ける日を決定すること。

13 連絡・問合せ先

市立札幌山の手支援学校 高等部

〒063-0005 札幌市西区山の手5条8丁目1番38号 TEL (011) 611-7934

* 学校教育法施行令第22条の3

法第75条の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもので、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2 身体虚弱的状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

備考 1 視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
2 聴力の測定は、日本工業規格によるオーディオメータによる